輸入統計品目表第１１０１１・１０号を削る。

輸入統計品目表第１１０１１・九〇号中

「	900	――その他のもの	MT	」を
「		――その他のもの		
	410	―――ライ麦粉	MT	に
	490	―――その他のもの	MT	」

改める。

輸入統計品目表第１１１・〇１項及び第１１１・〇１１項を次のように改める。

12.01		大豆（割つてあるかないかを問わない。）		
1201.10		―播種用のもの		
	010	――黄白色系のもの	MT	
	090	――その他のもの	MT	
1201.90		―その他のもの		
	010	――黄白色系のもの	MT	
	090	――その他のもの	MT	
12.02		落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）		
1202.30		―播種用のもの		
		――関税割当制度による数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの		
	011	―――殻付きのもの	MT	
	019	―――殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	MT	
		――その他のもの		
	091	―――殻付きのもの	MT	
	099	―――殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	MT	
		―その他のもの		
1202.41		――殻付きのもの		
	010	―――採油用のもの（税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。）	MT	
		―――その他のもの		
	091	――――共通の限度数量以内のもの	MT	
	099	――――その他のもの	MT	
1202.42		――殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）		
	010	―――採油用のもの（税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。）	MT	
		―――その他のもの		
	091	――――共通の限度数量以内のもの	MT	
	099	――――その他のもの	MT	

輸入統計品目表第１１１・〇七項中

「	1207.20	000	―綿実	MT 」を
「	1207.10	000	―油やしの実及びパーム核	MT
			―綿実	
	1207.21	000	――播種用のもの	MT に
	1207.29	000	――その他のもの	MT
	1207.30	000	―ひまの種	MT 」

改め、同表第１１１〇七・五〇号の次に次の１１号を加える。

1207.60	000	―サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種		MT
1207.70	000	―メロンの種		MT

輸入統計品目表第１１１〇七・九九号を次のように改める。

1207.99		――その他のもの		
	010	―――大麻の種		MT
	090	―――その他のもの		MT

輸入統計品目表第１１１・１１１項を次のように改める。

12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
		―海草その他の藻類		
1212.21		――食用に適するもの		
	100	―――長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、１枚の面積が430平方センチメートル以下のもの	TH	KG
	200	―――あまのり属のもの及びこれを交えたもの（この号の100に掲げるものを除く。）		KG
		―――その他のもの		
	310	――――ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）		KG
		――――わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）		
	321	―――――乾燥したもの		KG
		―――――その他のもの		
	322	――――――常温保存のもの		KG
	329	――――――その他のもの		KG
	390	――――その他のもの		KG
1212.29		――その他のもの		
		―――ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの		
	110	――――ふのり属のもの		KG
	190	――――その他のもの		KG